

# ご来院の患者さんへ

当院では、初診の患者さんにつきましては、他の医療機関からの紹介状をご持参いただくことを原則としております。紹介状をご持参でない方は、初診時選定療養費をご負担いただいておりますが、この度、改定を行うこととなりました。

また、再診については、他の医療機関への紹介を行う旨の申し出を行ったにも係わらず当院を受診した患者さんについて新たに再診時選定療養費をご負担いただくことになりました。

ともに、平成30年10月1日より、以下の通り変更させていただきます。

地域の皆さまに、より良い医療、質の高い入院医療・専門医療(急性期医療)が提供できるよう努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

## ○初診時選定療養費の改定について

【平成30年9月30日まで】 2,600円(税込)

【平成30年10月1日以降】 医科 5,000円(税込) 歯科 3,000円(税込)

※初診の取扱について

- ①当院に初めて受診される場合
- ②以前に受診したことがあるが、既に治療期間が終了(治癒)した後に再び受診される場合
- ③患者さんが任意に診療を中止し、改めて受診される場合

※対象外(上記に該当する場合でもご負担いただきません)

地方単独の公費負担医療はその趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限り対象外となるため、障害者医療費助成制度および高齢障害者医療費助成制度の受給者はご負担いただきません。

## ○再診時選定療養費の新設について

【平成30年10月1日以降】 医科 2,500円(税込) 歯科 1,500円(税込)

## ※初診時選定療養費・再診時選定療養費とは

国が「初期治療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行うという医療機関の機能分担推進を目的」として厚生労働省により制定された制度です。平成30年4月の診療報酬改定により、当院では他の医療機関の紹介状なしに当院を受診する場合には、原則として、初診時に定額負担を患者さんにご負担いただくことになりました。また、再診時は、当院の医師が病状が安定したと判断して他の医療機関への「紹介状」をお渡しできる患者さんが、ご自身の判断で当院での診察継続を希望する場合にご負担いただきます。(選定療養費の義務化)

